

第1版1刷  
 要点ガッチリ 消防設備士3類  
 正誤表・追補表

ISBNコード：978-4-485-23018-3  
 発行日：平成26年10月20日／更新日：平成29年5月12日

頁	箇所	誤	正																																																				
6	表1	甲種第2類と乙種第2類に追加	特定駐車場用泡消火設備																																																				
34	下から1行目	$\rho$ ：応力〔Pa〕, $P$ ：荷重〔N〕, $A$ ：断面積〔mm <sup>2</sup> 〕	$\rho$ ：応力〔MPa〕, $P$ ：荷重〔N〕, $A$ ：断面積〔mm <sup>2</sup> 〕																																																				
69	表2.3 1段目右端	開口部1m <sup>3</sup> あたりの消火剤付加量〔kg〕	開口部1m <sup>2</sup> あたりの消火剤付加量〔kg〕																																																				
69	表2.3 下から2段目	合成樹脂類（不燃性または難燃性でないゴム製品、 ゴム半製品、原料ゴムおよびゴムくすに <b>限る</b> ）に 係るもの	合成樹脂類（不燃性または難燃性でないゴム製品、 ゴム半製品、原料ゴムおよびゴムくすを <b>除く</b> ）に 係るもの																																																				
69	表2.3 4段目	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 20%;">上記以外の 防火対象物 またはその 部分</td> <td style="width: 15%;">50 m<sup>3</sup> 未満</td> <td style="width: 10%;">1.00</td> <td style="width: 10%;">—</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>50 m<sup>3</sup> 以上 150 m<sup>3</sup> 未満</td> <td>0.90</td> <td>50</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>150 m<sup>3</sup> 以上 1 500 m<sup>3</sup> 未満</td> <td>0.80</td> <td>135</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 500 m<sup>3</sup> 以上</td> <td>0.75</td> <td>1 200</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	上記以外の 防火対象物 またはその 部分	50 m <sup>3</sup> 未満	1.00	—			50 m <sup>3</sup> 以上 150 m <sup>3</sup> 未満	0.90	50	5		150 m <sup>3</sup> 以上 1 500 m <sup>3</sup> 未満	0.80	135			1 500 m <sup>3</sup> 以上	0.75	1 200								右端の罫線の範囲が誤りでした。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 20%;">上記以外の 防火対象物 またはその 部分</td> <td style="width: 15%;">50 m<sup>3</sup> 未満</td> <td style="width: 10%;">1.00</td> <td style="width: 10%;">—</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">5</td> </tr> <tr> <td>50 m<sup>3</sup> 以上 150 m<sup>3</sup> 未満</td> <td>0.90</td> <td>50</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>150 m<sup>3</sup> 以上 1 500 m<sup>3</sup> 未満</td> <td>0.80</td> <td>135</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 500 m<sup>3</sup> 以上</td> <td>0.75</td> <td>1 200</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	上記以外の 防火対象物 またはその 部分	50 m <sup>3</sup> 未満	1.00	—		5	50 m <sup>3</sup> 以上 150 m <sup>3</sup> 未満	0.90	50			150 m <sup>3</sup> 以上 1 500 m <sup>3</sup> 未満	0.80	135			1 500 m <sup>3</sup> 以上	0.75	1 200							
上記以外の 防火対象物 またはその 部分	50 m <sup>3</sup> 未満	1.00		—																																																			
	50 m <sup>3</sup> 以上 150 m <sup>3</sup> 未満	0.90		50	5																																																		
	150 m <sup>3</sup> 以上 1 500 m <sup>3</sup> 未満	0.80		135																																																			
	1 500 m <sup>3</sup> 以上	0.75		1 200																																																			
上記以外の 防火対象物 またはその 部分	50 m <sup>3</sup> 未満	1.00	—		5																																																		
	50 m <sup>3</sup> 以上 150 m <sup>3</sup> 未満	0.90	50																																																				
	150 m <sup>3</sup> 以上 1 500 m <sup>3</sup> 未満	0.80	135																																																				
	1 500 m <sup>3</sup> 以上	0.75	1 200																																																				
94	15行目	必要消火剤量〔kg〕 = 防護対象物の体積…	必要消火剤量〔kg〕 = 防護空間の体積…																																																				
105	9行目	必要消火剤量〔kg〕 = 防護対象物の体面積…	必要消火剤量〔kg〕 = 防護空間の体積…																																																				
125	図2.19	消化剤放出	消火剤放出																																																				
139	下から6行目	…するものあること、	…するものであること、																																																				
149	問3	【解答】(1) 【解説】設問(1)の場合、延べ面積のほか、「令別 表第1(1)項から(6)項までに掲げる防火対象物のう ち」という条件が必要になる。 設問(2)から(4)までは記載のとおり正しい。	【解答】(4) 【解説】設問(4)については、「地階を除く階数が 11以上で、かつ、延べ面積が10 000m <sup>2</sup> 以上の防火 対象物」等の条件が必要になります。																																																				
174	問3	(1) 音響警報装置とは、不活性ガス消火剤等が放射 される前に防護区画や防護対象物にいる人に対し、	(1) 音響警報装置とは、不活性ガス消火剤等が放 射される前に防護区画や防火対象物にいる人 に対し、																																																				
240	表3.7	最下段に追加	特定駐車場用泡消火設備																																																				
254	表3.8	3段目左端に追加	特定駐車場用泡消火設備																																																				
260	表3.9	第2類に追加	特定駐車場用泡消火設備																																																				
261	表3.10	中央3段目、5段目に追加	特定駐車場用泡消火設備																																																				
244	<b>2</b>	—	改正あり(欄外を参照)																																																				

**2** 検査の対象となる防火対象物

検査を受けなければならない防火対象物は次のもの。

●特定防火対象物で延べ面積300 m<sup>2</sup>以上のもの(ただし、次の①～③は延べ面積に関係なくすべて)

- ① 令別表第1(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)～(3)および(6)項ロ、すなわちカラオケボックス、ホテル、病院や養護老人ホームなど。
- ② 令別表第1(6)項ハ、すなわち老人デイサービスセンターなど(利用者を入居させ、または宿泊させるものに限る)。
- ③ 令別表第1(16)項イ、(16)の2)項、および(16)の3)項、すなわち複合用途防火対象物や地下街・準地下街(前述の①や②がある場合に限る)。

●特定防火対象物以外の防火対象物で延べ面積が300 m<sup>2</sup>以上のもののうち…(以下省略)

第 1 版 2 刷  
 要点ガッチリ 消防設備士 3 類  
 正誤表・追補表

ISBN コード：978-4-485-23018-3  
 発行日：平成 27 年 6 月 15 日／更新日：平成 29 年 5 月 12 日

頁	箇所	誤	正
6	表 1	甲種第 2 類と乙種第 2 類に追加	特定駐車場用泡消火設備
34	下から 1 行目	$\rho$ ：応力 [Pa], $P$ ：荷重 [N], $A$ ：断面積 [mm <sup>2</sup> ]	$\rho$ ：応力 [MPa], $P$ ：荷重 [N], $A$ ：断面積 [mm <sup>2</sup> ]
125	図 2.19	消化剤放出	消火剤放出
139	下から 6 行目	…するものあること.	…するもの <u>である</u> こと.
174	問 3	(1) 音響警報装置とは、不活性ガス消火剤等が放射される前に防護区画や防護対象物にいる人に対し、	(1) 音響警報装置とは、不活性ガス消火剤等が放射される前に防護区画や防火対象物にいる人に対し、
240	表 3.7	最下段に追加	特定駐車場用泡消火設備
254	表 3.8	3 段目左端に追加	特定駐車場用泡消火設備
260	表 3.9	第 2 類に追加	特定駐車場用泡消火設備
261	表 3.10	中央 3 段目, 5 段目に追加	特定駐車場用泡消火設備
244	<b>2</b>	—	改正あり(欄外を参照)

**2** 検査の対象となる防火対象物

検査を受けなければならない防火対象物は次のもの。

- 特定防火対象物で延べ面積 300 m<sup>2</sup>以上のもの(ただし、次の①～③は延べ面積に関係なくすべて)
  - ① 令別表第 1(2) 項ニ, (5) 項イ, (6) 項イ(1)～(3)および(6) 項ロ, すなわちカラオケボックス, ホテル, 病院や養護老人ホームなど.
  - ② 令別表第 1(6) 項ハ, すなわち老人デイサービスセンターなど(利用者を入居させ, または宿泊させるものに限る).
  - ③ 令別表第 1(16) 項イ, (16)の 2) 項, および(16)の 3) 項, すなわち複合用途防火対象物や地下街・準地下街(前述の①や②がある場合に限る).
- 特定防火対象物以外の防火対象物で延べ面積が 300 m<sup>2</sup>以上のもののうち…(以下省略)